

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【四半期会計期間】	第147期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	阪神内燃機工業株式会社
【英訳名】	The Hanshin Diesel Works, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 和彦
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区海岸通8番地 神港ビル
【電話番号】	神戸 078-332-2081（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門管掌 山本 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号） 阪神内燃機工業株式会社 東京支店 （東京都千代田区神田駿河台2丁目3番 お茶の水茗溪ビル7階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第146期 第2四半期累計期間	第147期 第2四半期累計期間	第146期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	6,746	5,993	12,322
経常利益(百万円)	573	686	683
四半期(当期)純利益(百万円)	321	386	290
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金(百万円)	800	800	800
発行済株式総数(千株)	16,000	16,000	16,000
純資産額(百万円)	8,919	9,220	8,925
総資産額(百万円)	19,700	19,188	19,130
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	20.15	24.19	18.19
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	24.19	-
1株当たり配当額(円)	-	-	3.00
自己資本比率(%)	45.3	48.0	46.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,576	562	2,160
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	590	441	1,189
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	449	353	786
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(百万円)	2,003	2,302	1,651

回次	第146期 第2四半期会計期間	第147期 第2四半期会計期間
会計期間	自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.48	11.81

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 当社は持分法の対象となる関連会社がないので、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載していません。
3. 売上高には消費税等は含まれていません。
4. 第146期第2四半期累計期間及び第146期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災後の停滞を脱し回復の兆しが見え始めたところであり、世界経済の変調が一段の円高や震災復興計画の遅れ等とともに新たな不安要素として浮上しています。

世界経済におきましては、新興国のインフレ抑制策や米国の景気低迷に加えて、欧州の債務危機を背景としたグローバルな金融不安が増しており、信用収縮につながるリスクが高まる模様であります。

当社の関わる海運・造船業界におきましては、海外では依然として船腹過剰感は解消しないものの、コンテナ船やLNG運搬船、LPG運搬船等の荷動きは回復傾向にあり、また台湾向け漁船に一部引き合いも出てきております。国内におきましては、内航船輸送量の回復は遅れていますが、火力発電所向けの重油を運ぶ黒油タンカー船に引き合いが見られ、今後は震災復興関連の荷動き増加による船舶建造も注視すべきポイントになると思われます。

このような企業環境のもと、当第2四半期累計期間の業績につきましては、受注高は短納期案件の獲得に注力いたしましたが、前年同期比9.5%減の4,622百万円となりました。売上高は主機関、部分品とも減少し同11.2%減の5,993百万円となりました。これにより受注残高は同28.4%減の5,757百万円となりました。

損益面につきましては、受注が伸びない中、購入品の内製化による操業度のアップや生産性の向上、コストダウンに全社を挙げて取り組んだ結果、営業利益は635百万円（前年同期比14.7%増）、経常利益は686百万円（同19.6%増）、四半期純利益は386百万円（同20.0%増）となりました。

事業区分別では、主機関の売上高は、輸出が減少し3,650百万円（前年同期比15.0%減）となりました。部分品・修理工事も輸出が低調で2,343百万円（同4.4%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ651百万円増加し、2,302百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、562百万円（前年同期は1,576百万円の収入）となりました。これは主に、売上債権が375百万円増加し、たな卸資産が278百万円増加したものの、税引前四半期純利益673百万円を確保し、減価償却費328百万円を計上したこと、及び仕入債務が495百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、441百万円（前年同期は590百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の預入による支出1,000百万円があったものの、定期預金の払戻による収入1,500百万円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、353百万円（前年同期は449百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出236百万円及び社債の償還による支出70百万円があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

営業活動

内航船分野につきましては、短納期案件が主となりますが、お客様のご要望に迅速・的確に対応し、限られた引き合いを確実に受注に結びつけてトップシェアの堅持に努めてまいります。海外では国によっては新船建造の動きが始めているところもあり、商社・海外関係代理店との関係強化を図りつつ、新たな販路の開拓も行ってまいります。

生産活動

生産面におきましては、引き続き限られた受注量しか期待できないことから、徹底した内部努力を進めてまいります。外部購入品の内製化を一層拡大することで操業度のアップやキャッシュアウトの抑制、新たな製造技術の蓄積を図ってまいります。また、作業の標準化により生産のムダを省き、品質の向上とコストダウンの推進に努めてまいります。

新製品の開発・販売

新製品の開発・販売におきましては、好評を得ておりますL A形新シリーズエンジンにさらに磨きをかけるとともに、電子制御機関の開発および脱硝装置の開発等次期環境対応商品の開発を計画どおりに進めてまいります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、23,376千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	16,000,000	大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数1,000株
計	16,000,000	16,000,000	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月1日
新株予約権の数(個)	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月16日 至 平成53年9月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132 資本組入額 66
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記 の契約に定めるところによる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりです。

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記 に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

残存新株予約権に定められた事項に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	16,000,000	-	800,000	-	41,825

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通3丁目2 15	1,011	6.32
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1 2	790	4.93
株式会社アンダーウッド	兵庫県明石市東人丸町30 17	737	4.60
阪神ディーゼル取引先持株会	神戸市中央区海岸通8	707	4.41
木下和彦	神戸市中央区	462	2.88
木下清子	兵庫県明石市	450	2.81
京阪神興業株式会社	神戸市中央区浪花町15	450	2.81
株式会社ノザワ	神戸市中央区浪花町15	350	2.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	340	2.12
虹技株式会社	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1	312	1.95
計	-	5,610	35.06

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 35,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,870,000	15,870	-
単元未満株式	普通株式 95,000	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 16,000,000	-	-
総株主の議決権	-	15,870	-

(注)「単元未満株式」の株式数欄には当社所有の自己株式90株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阪神内燃機工業株式会社	神戸市中央区海岸通8	35,000	-	35,000	0.22
計	-	35,000	-	35,000	0.22

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,701,439	2,852,457
受取手形及び売掛金	3,395,430	3,368,756
有価証券	10,492	10,495
製品	477,474	907,326
仕掛品	1,407,803	1,200,605
原材料及び貯蔵品	964,648	1,020,577
その他	279,749	281,860
貸倒引当金	167,800	164,000
流動資産合計	9,069,237	9,478,079
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,368,610	1,338,669
構築物(純額)	250,494	235,194
機械及び装置(純額)	1,508,117	1,286,272
車両運搬具(純額)	7,403	6,253
工具、器具及び備品(純額)	133,824	103,977
土地	5,817,871	5,817,871
建設仮勘定	2,052	782
有形固定資産合計	9,088,373	8,789,021
無形固定資産	43,110	39,065
投資その他の資産		
投資有価証券	559,012	476,796
その他	394,055	428,000
貸倒引当金	22,800	22,600
投資その他の資産合計	930,267	882,196
固定資産合計	10,061,751	9,710,284
資産合計	19,130,989	19,188,364
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,990,128	2,485,703
1年内返済予定の長期借入金	458,428	443,428
1年内償還予定の社債	140,000	140,000
未払法人税等	140,583	300,601
前受金	1,490,102	1,088,031
賞与引当金	151,000	148,000
製品保証引当金	10,100	27,300
その他	743,244	604,901
流動負債合計	5,123,586	5,237,965

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
固定負債		
社債	580,000	510,000
長期借入金	1,319,716	1,098,002
再評価に係る繰延税金負債	1,957,484	1,957,484
退職給付引当金	965,744	932,403
役員退職慰労引当金	74,800	-
その他	184,146	232,426
固定負債合計	5,081,891	4,730,317
負債合計	10,205,478	9,968,282
純資産の部		
株主資本		
資本金	800,000	800,000
資本剰余金	41,825	41,825
利益剰余金	5,106,268	5,444,581
自己株式	9,724	9,807
株主資本合計	5,938,370	6,276,600
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	126,789	78,113
土地再評価差額金	2,860,352	2,860,352
評価・換算差額等合計	2,987,141	2,938,465
新株予約権	-	5,016
純資産合計	8,925,511	9,220,081
負債純資産合計	19,130,989	19,188,364

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
売上高	6,746,877	5,993,645
売上原価	5,104,932	4,341,044
売上総利益	1,641,945	1,652,600
販売費及び一般管理費	1,087,815	1,017,267
営業利益	554,129	635,333
営業外収益		
受取利息	1,093	1,423
受取配当金	3,768	10,746
受取補償金	31,556	53,677
その他	9,796	7,821
営業外収益合計	46,215	73,669
営業外費用		
支払利息	21,752	16,669
その他	4,814	5,870
営業外費用合計	26,567	22,539
経常利益	573,777	686,462
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,021	-
製品保証引当金戻入額	2,700	-
特別利益合計	3,721	-
特別損失		
固定資産処分損	1,605	11,828
投資有価証券評価損	-	1,424
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,170	-
特別損失合計	13,775	13,253
税引前四半期純利益	563,723	673,209
法人税等	242,000	287,000
四半期純利益	321,723	386,209

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	563,723	673,209
減価償却費	405,521	328,680
賞与引当金の増減額(は減少)	2,000	3,000
退職給付引当金の増減額(は減少)	48,524	33,340
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1,800	74,800
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,700	4,000
受取利息及び受取配当金	4,862	12,169
支払利息	21,752	16,669
投資有価証券評価損益(は益)	-	1,424
固定資産処分損益(は益)	1,605	11,828
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	12,170	-
売上債権の増減額(は増加)	587,952	375,196
たな卸資産の増減額(は増加)	626,178	278,583
仕入債務の増減額(は減少)	309,692	495,574
その他	293,193	54,845
小計	1,591,397	691,450
利息及び配当金の受取額	8,781	16,621
利息の支払額	20,858	16,068
法人税等の支払額	2,760	129,203
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,576,560	562,799
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	500,000	1,000,000
定期預金の払戻による収入	-	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	99,438	46,882
有形固定資産の売却による収入	3,592	-
無形固定資産の取得による支出	250	12,764
投資有価証券の取得による支出	1,169	1,195
その他	6,340	2,538
投資活動によるキャッシュ・フロー	590,925	441,696
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	300,214	236,714
社債の償還による支出	70,000	70,000
自己株式の取得による支出	98	82
配当金の支払額	79,097	46,680
財務活動によるキャッシュ・フロー	449,410	353,477
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	536,225	651,018
現金及び現金同等物の期首残高	1,467,218	1,651,439
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,200,444	1,230,247

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)	当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(退職給付引当金)	当社は、確定給付型の退職給付制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成23年6月1日より適格退職年金制度を廃止し、確定拠出年金制度へ移行しました。このため、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)を適用しておりますが、この適用に伴う当期の影響額は軽微であります。
(役員退職慰労引当金)	当社は、平成23年6月29日開催の定時株主総会において、本総会終結の日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、制度廃止日までの在任期間を対象とする退職慰労金を打切り支給すること、ならびに打切り支給の時期については各取締役及び各監査役の退任時とすることが承認可決されました。これに伴い、制度廃止日までに繰入計上していた役員退職慰労引当金45,900千円は、「長期未払金」に振り替え、固定負債の「その他」を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。
給料・報酬等 278,164千円	給料・報酬等 279,210千円
販売手数料 230,141	販売手数料 213,249
荷造及び運搬費 141,454	荷造及び運搬費 122,376
退職給付費用 23,024	退職給付費用 18,074
役員退職慰労引当金繰入額 5,900	減価償却費 25,990
減価償却費 24,944	旅費交通費 37,308
旅費交通費 37,109	賞与引当金繰入額 48,036
賞与引当金繰入額 49,068	貸倒引当金繰入額 12,809
貸倒引当金繰入額 4,821	製品保証引当金繰入額 17,200

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年9月30日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定 2,553,444	現金及び預金勘定 2,852,457
預入期間が三ヶ月を超える定期預金 550,000	預入期間が三ヶ月を超える定期預金 550,000
現金及び現金同等物 2,003,444	現金及び現金同等物 2,302,457

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	79,844	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月10日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	47,896	3.0	平成23年3月31日	平成23年6月10日	利益剰余金

(金融商品関係)

著しい変動がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

著しい変動がないため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等)

関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

当社は船用機関関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	20円15銭	24円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	321,723	386,209
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	321,723	386,209
普通株式の期中平均株式数(千株)	15,968	15,965
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	24円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	3
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月9日

阪神内燃機工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲尾 彰記 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 睦裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている阪神内燃機工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第147期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、阪神内燃機工業株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。